

あなたの国民年金

パート⑦



ねんきんななちゃん

保険料を忘れずに

保 険 料

保険料は20歳から60歳になるまでの40年間納めることになっています。

老齢基礎年金を受けるためには、この間に最低25年以上（保険料免除期間やカラ期間を含む）の保険料を納めることが必要です。

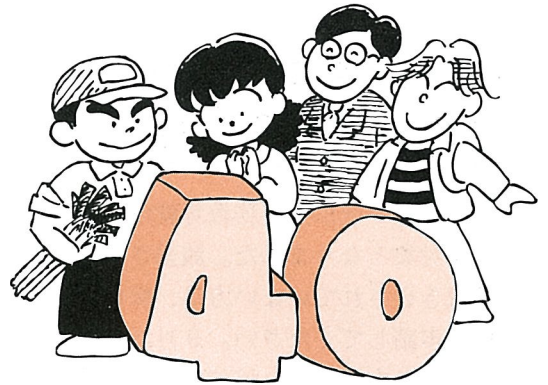
保険料の額

月額 **13,300円**

第1号被保険者の保険料は年齢、所得に関係なく一律です。

第2号被保険者はそれぞれの年金制度から、第3号被保険者は扶養者が加入している年金制度に支払われるので、保険料を個別に納める必要はありません。

ご注意 保険料を納め忘れた場合、納期限から2年以内ならさかのぼって納められますが、2年を過ぎると保険料の時効により納められなくなります。



保険料を納めるのに **困ったときは**

経済的な理由などで保険料の支払いが困難なときは、保険料の免除が受けられる場合がありますので、未納のままにせず、国民年金の窓口までご相談ください。

申請免除

- ①所得が少ないとき
- ②地方税法上の障害者、寡婦で年金所得が政令で定める額以下のとき
- ③その他保険料を納付することが著しく困難であると認められるとき



申請して承認を受けると保険料が免除されます

ただし、免除期間は、申請された月の前月から指定された月（最長で年度末）までです。
また、年度が変わると再度申請が必要となります。

学生には学生納付特例制度があります

学生は一般的に所得がないため、保険料を自分で納めることが困難です。そのことにより今年度から学生専用の特例制度が設置されました。これは申請することにより保険料納付が免除されるというものです。ただし学生本人に一定以上の所得があるときは認められません。以下の点に注意して下さい。

- ①この期間は、年金を受けるために必要な期間に算入されますが、年金額に反映されません。
- ②10年以内に追納すると通常に納付したものと同じになります。

お答えします

Q 高齢化社会が進むので、国民年金の将来が不安ですが、年金は確実にもらえますか？

A ご安心下さい。国民年金は国が責任を持って長期的に健全かつ安定的に管理運営する公的年金制度ですので、将来にわたって確実に年金がもらえます。また、物価の変動に応じて年金額が改定（完全自動物価スライド制）されますので、年金額の実質価格は目減りしないので、さらに安心です。



問合せ 住民課国保年金係
☎@1211 内線1231